○厚生労働省告示第百三十六号

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十四年政令第二百九十二号）第七条第二項の規定に基づき、令和八年度に係る中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第十条第二項第三号ロ及び同令第二条第一項第三号ロ(1)の支給率は、〇・〇〇六一とする。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

○厚生労働省告示第百三十七号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二十八条第一項の規定に基づき、令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に効力が生じた退職金共済契約及び同年十月一日から令和九年三月三十一日までの間に効力が生じた退職金共済契約に係る同項の厚生労働大臣の定める率は、次の表の上欄に掲げる過去勤務期間の年数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

過去勤務期間の年数	率	
	令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に退職金共済契約の効力が生じた場合	令和八年十月一日から令和九年三月三十一日までの間に退職金共済契約の効力が生じた場合
一年	〇	〇
二年	〇	〇
三年	〇・〇一	〇
四年	〇・〇一	〇・〇一
五年	〇・〇一	〇・〇一
六年	〇・〇一	〇・〇一
七年	〇・〇一	〇・〇一
八年	〇・〇二	〇・〇一
九年	〇・〇三	〇・〇二
十年	〇・〇三	〇・〇三

○厚生労働省告示第百三十八号

中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）第二条第一号及び第二号の規定に基づき、令和七年四月一日前に退職した被共済者であって令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、令和七年四月一日以後令和八年四月一日前に退職した被共済者であって同年八月一日から令和九年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの及び令和八年四月一日以後令和九年四月一日前に退職した被共済者であって同年七月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率は、〇とする。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

○厚生労働省告示第百三十九号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第十三条第二項の規定に基づき、令和七年四月一日前に退職した被共済者であって令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、令和七年四月一日以後令和八年四月一日前に退職した被共済者であって同年八月一日から令和九年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの及び令和八年四月一日以後令和九年四月一日前に退職した被共済者であって同年七月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同項の厚生労働大臣が定める利率は、年一パーセントとする。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎